

令和元年 10 月 31 日
帯 広 市

帯広空港運営事業等に係る実施契約の締結等について

帯広市は、とち帯広空港について、優先交渉権者が設立した北海道エアポート株式会社を帯広空港運営事業等の運営者として指定し、同社と実施契約を締結しましたので、お知らせいたします。^{※1}

併せて、国、北海道、旭川市とともに、7月3日に実施した北海道内7空港^{※2}の一括運営委託に係る優先交渉権者の選定について、審査講評を公表します。

※1 国・北海道・旭川市においても、それぞれ同様の契約の締結等を行っております。

※2 国管理空港（新千歳、稚内、釧路、函館）、特定地方管理空港（旭川、帯広）、地方管理空港（女満別）

<公表資料>

資料1 帯広空港運営事業等実施契約書（帯広市）

資料2 審査講評（北海道内7空港優先交渉権者選定に係る審査委員会）

（資料1・2掲載URL）

資料1

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/kuukoujimusho/kukokeieikaikaku/keieikaikaku12.html>

資料2

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/kuukoujimusho/kukokeieikaikaku/keieikaikaku14.html>

※国管理4空港・旭川空港・女満別空港に係る公表資料は、各管理者のホームページよりダウンロード可能です。

<実施契約について>

1. 契約の相手方

北海道エアポート株式会社（北海道エアポートグループが設立した特別目的会社）

2. 契約締結日

令和元年 10 月 31 日

3. 契約期間

当初 30 年（令和元年 10 月 31 日～令和 31 年 10 月 30 日）

不可抗力等による延長 5 年以内

4. 事業開始予定日

令和 2 年 1 月 15 日 7 空港一体のビル経営開始

令和 2 年 6 月 1 日 新千歳空港運営事業開始

令和 2 年 10 月 1 日 旭川空港運営事業開始

令和 3 年 3 月 1 日 稚内空港・釧路空港・函館空港・帯広空港・女満別空港運営事業開始

【問い合わせ先】

帯広市商工観光部空港事務所

0155-64-5320(直通) 0155-64-5349(FAX)

E-mail : airport@city.obihiro.hokkaido.jp